

第3号様式（第6条第4項）

（その1）

【個人の届出の場合】

氏名等変更届出書

提出日を記載

令和〇年〇月〇日

千葉県公安委員会 様

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

八街市八街ろ●●番地

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

保安 保

電話番号

090-●●●●-●●●●

変更後の住所、氏名、電話
番号を記載

特定金属類取扱業の許可を受けた事項について変更があつたので、千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例第7条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届出をします。

許 可 番 号	千葉県公安委員会第 ●●●●●●●● 号	
氏 名 又 は 名 称	(ふりがな)ふうぞく たもつ	変更前の氏名を記載
	風俗 保	
氏名等及び住所等並びに行商に関する変更事項		
変 更 年 月 日	令和●年●月●日	
変 更 前	氏名又は名称	(ふりがな)ふうぞく たもつ 風俗 保
	住所又は居所	千葉 都道府県 千葉市中央 長洲1丁目9番1号
	行商をする者であるかどうかの別	① する 2 しない
変 更 後	氏名又は名称	(ふりがな)ほあん たもつ 保安 保
	住所又は居所	千葉 都道府県 八街 市区町村 八街ろ●●番地
	行商をする者であるかどうかの別	1 する ② しない

変更した日を記載

※変更した日から14日以内に提出

【添付書類】

住民票の写し（氏名、旧氏名、
本籍、国籍等が記載されている
もの）

注

- 1 数字を付した欄は、該当するものに丸印を記入すること。
- 2 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(その2)

[個人の届出の場合]

法人の代表者等に関する変更事項

変更年月日		年	月	日	
代 表 者 等	前	種別	1 代表者 2 役員		
		氏名	(ふりがな)		
	更	生年月日	年	月	日
		住所	都道府県	市区町村	
	後	種別	1 代表者		
		氏名	(ふりがな)		
		生年月日	年	月	日
		住所	都道府県	市区町村	

個人の届出の場合、作成及び提出不要

注

- 1 数字を付した欄は、該当するものに丸印を記入すること。
- 2 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

主たる営業所を変更する場合
(經由警察署の変更)

[個人の届出の場合]

(その3)

県内に有する営業所のうち主たる営業所又は県内において行商をする区域のうち主な区域に関する変更事項

変 更 年 月 日		令和●年●月●日	
変 更 前	うち、 県内に 有する 主たる 営業所 の 営業所 の	名 称	(ふりがな) とつきん さくらえいぎょうしょ ----- 特金 佐倉営業所
		所 在 地	佐倉 (市) (町) 変更前の主たる営業所を記載 佐倉●●番地
県内に営業所を有しない場合は、県内において行商をする区域のうち、主な区域の名称		警察署の管轄区域	
変 更 後	うち、 県内に 有する 主たる 営業所 の 営業所 の	名 称	(ふりがな) とつきん いちかわえいぎょうしょ ----- 特金 市川営業所
		所 在 地	市川 (市) (町) 変更後の主たる営業所を記載 鬼高●丁目●●番地 ※営業所の新設は、営業所変更届出(事前届)が必要
連 絡 先		電話 (●●●●) ●●●●—●●●●●●	
県内に営業所を有しない場合は、県内において行商をする区域のうち、主な区域の名称		警察署の管轄区域	

主たる営業所を変更する場合
(県内の営業所を全て廃止した場合)

[個人の届出の場合]

(その3) ※1号業者から2号業者に変更する場合

県内に有する営業所のうち主たる営業所又は県内において行商をする区域のうち主な区域に関する変更事項

変 更 年 月 日		令和●年●月●日	
変 更 前	うち、 県内に 有する 主たる 営業所 の	名 称	(ふりがな) とつきん さくらえいぎょうしょ ----- 特金 佐倉営業所
		所 在 地	佐倉 (市) (町・村) 変更前の主たる営業所を記載 佐倉●●番地
	県内に営業所を有しない場合は、県内において行商をする区域のうち、主な区域の名称		警察署の管轄区域
変 更 後	うち、 県内に 有する 主たる 営業所 の	名 称	(ふりがな) -----
		所 在 地	変更後の主な行商区域を管轄する警察署 (経由警察署) の名称を記載 例 主な行商区域 佐倉市：佐倉警察署 千葉市若葉区：千葉東警察署 松戸市六実：松戸東警察署
	連 絡 先	電話 ()	
	県内に営業所を有しない場合は、県内において行商をする区域のうち、主な区域の名称		千葉東 警察署の管轄区域

変更後の主な行商区域を管轄する警察署 (経由警察署) が、主たる営業所の所在地を管轄する警察署と変わらない場合も、主な行商区域を記載する。
例 主な行商区域 佐倉市：佐倉警察署